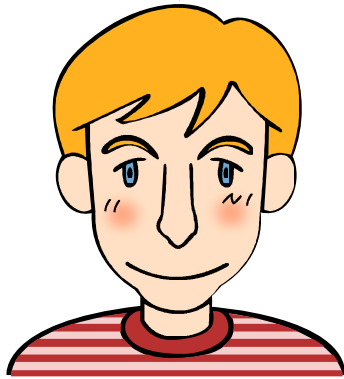


サイバー犯罪対策だより

銀行口座やキャッシュカードの売買(譲り渡し)

口座を売るだけなら
簡単だな。

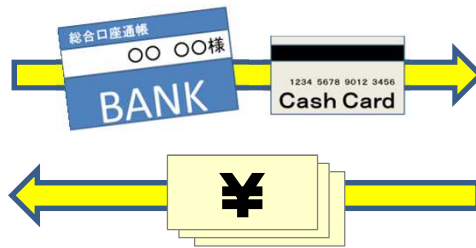
やってみようかな。



犯罪に荷担



銀行口座・キャッシュカード



現金

いいバイトあるよ。
銀行口座や
キャッシュカードない？

高く買い取るよ。



犯罪組織

銀行口座やキャッシュカードを他人に譲り渡す行為は犯罪です！

銀行口座の売買は売る側、買う側ともに罪に問われます。

※犯罪収益移転防止法違反(預金口座の売買) 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金

また、売買された口座は、振り込み詐欺(オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺)、資金洗浄(ヤミ金融業者、マネーロンダリング)、ネットショッピング詐欺(オークション詐欺、偽サイト)など、さまざまな犯罪で悪用される危険があります。

手口1: インターネットの掲示板等で売買をもちかける

インターネットの掲示板やサイトには、「銀行口座を高価買取いたします。お小遣いが欲しい方、簡単にお金を稼ぎたい方、アルバイトをする時間がない方、連絡ください。」などの書き込みがあります。しかし、絶対に連絡しないでください。もしも連絡してしまった場合、言葉巧みに口座を売るようにもちかけてきますが、誘惑等に負けて、口座を譲り渡すことのないようにしてください。また、無償の譲り渡しであっても犯罪になります。

手口2: 他人になりすまして銀行口座をつくらせる

インターネットを利用したアルバイト募集の中には、「手軽に高収入が得られるアルバイトがあります。」などと魅力的な内容が記載されたものがあります。しかし、仕事の内容を聞いたところ、「他人になりすまして銀行口座を作ることだった。」ということがあります。銀行職員等を騙して口座をつくることも犯罪行為です。※詐欺罪10年以下の懲役

このような仕事は絶対にしないでください。このような誘いがあった場合は、警察に通報してください。